

事件情報

- **自転車の盗難被害に注意してください。**
北海道も春を迎えて気温が暖かくなり、移動手段として自転車を利用する方が増えてきていますが、現在、手稲区内において自転車の盗難被害が多発しています。
自転車の盗難被害を防止する手段として、自宅では「自宅内に保管する」、駅や店などに駐輪する際は「短時間の駐輪でも必ず鍵をかける」「鍵は複数個かける」「チェーンロックで地面に固定されている動かない物と繋ぐ」などがありますので、自転車を利用する方は、これらの方法を参考にして自転車の盗難被害に注意してください。

交通情報

- 1 5月6日から5月12日までの間における手稲区内での交通事故発生状況について
この期間中における人身交通事故は前年比+4件となる9件、物件交通事故は前年比-2件となる35件発生しています。
ドライバーの方は、見通しが悪い交差点を通行する際には、左右の安全確認を徹底してください。
- 2 **自転車安全利用五則を守りましょう！！**
自転車は身近な乗り物として小さなお子さまから高齢者まで多くの方が日常的に利用し、通学・通勤時に自転車を利用する方も増えていますが、自転車事故も多くなっています。
自転車安全利用五則は自転車利用の基本ルールです！
自転車安全利用五則とは
 - 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る～飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
～夜間はライトを点灯
～交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用
自転車に乗るときは、子供はもろろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材をつけるようにしましょう。

警察署からのお願い（お知らせ）

- **春の地域安全運動の実施について**
5月11日(水)から5月20日(金)までの間、春の地域安全運動を実施します。
今年の春の地域安全運動の重点は、
『子供と女性の犯罪被害防止』『特殊詐欺の被害防止』『自転車の盗難防止とマナー向上』です。
「いかのおすし」の防犯標語による防犯指導や登下校の見守り活動を行いましょう。
ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩等の日常活動の中でできる「ながら見守り」にご協力ください。
また、特殊詐欺については、普段から家族間で連絡を取り合って、詐欺の話をしてお互いに詐欺について関心を持ち、「詐欺電話がきたら#9110」を忘れず、不審な電話やメールがきたらすぐに家族や警察に相談してください。
- **クロスボウの所持が禁止になります！**
銃刀法の改正に伴い、令和4年9月14日からクロスボウ、いわゆるボウガンの所持が禁止になります。
所持をする場合は、北海道公安委員会の許可が必要になります。
クロスボウの処分等を考えている方は最寄りの警察署又は交番まで持ち込みをお願いします。
不明点等がある方は最寄りの警察署まで相談してください。
- **子供をネット犯罪から守るために**
スマートフォンやタブレット等の急速な普及により、大人の目が届きにくいところで子供達が犯罪の被害者や加害者になってしまったり、SNSに起因し性被害にあってしまうケースのほか、生活習慣の乱れや、他人のプライバシーを侵害してしまうなど、事件やトラブルに巻き込まれる事例が発生しています。
そのため、スマートフォン・SNSを安全に利用するために、
 - ・「フィルタリング」という有害情報へのアクセスを制限する機能等を利用しましょう
 - ・「家庭のルール」を作りましょう普段からご家庭でよく話し、困ったときに相談しやすい環境を作ってください。